



令和2年度 島根県がん患者社会生活応援事業補助金

～ ウィッグ・補整下着の購入経費補助 ～



島根県は、がん患者の皆様の就労等社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るために、補整具の購入費用の一部を補助します。

1 対象となる補整具

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに購入した以下の補整具

- ① ウィッグ（全頭用）、装着に必要な頭皮保護用のネット
- ② 補整下着、補正パッド、人工乳房等の胸部補整具

2 補助額

購入経費の1/2

※2万円を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額

3 補助金の交付

次項の「補助の対象となる方」のために対象の補整具を購入した方（対象がん患者本人又は3親等以内の親族）に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付は、対象者1人当たり①ウィッグ等②補整下着等、それぞれ1回です。

4 補助の対象となる方

次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 島根県に住所を有している方
- ② がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けている方
- ③ がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補整具を購入している方
- ④ 市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ⑤ 申請を行う補整具に対して、他の補助金等を受けていない方



6 申請期限

令和3年3月31日（消印有効）

※住民票など全ての書類が年度内の日付である必要がありますので、年度末に購入される場合はご注意ください。

7 交付までの流れ

下記の【申請書の提出先】へ「島根県がん患者社会生活応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」及び「添付書類」を郵送または持参してください。県が申請書等を審査の上、補助金を交付する場合は交付決定通知書を郵送し、交付決定日から30日以内にご指定の口座へ振り込みます。振り込みは、申請書等に不備がなければ、書類が県に届いてから2～3ヶ月程度となります。交付できない場合は、その旨を文書でお知らせし、申請書類等はお返しします。

8 その他

予算の範囲内での交付となりますので、諸要件を満たしていても交付ができない場合もあります。年度途中で補助額が予算額に達した場合は、島根県のホームページでお知らせします。また、交付決定に当たって年齢を配慮する場合があります。

【 申請書の提出先・問合せ先 】

島根県 健康推進課 がん対策推進室

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-5060

メール gantaisaku@pref.shimane.lg.jp

HP 「島根県 ウィッグ 補助」で検索してください。

- この補助金は「ふるさとを応援したい」という思いをお持ちの方が県に寄付された「ふるさと島根寄付金」を財源としています。
- ご感想などを寄せていただくと幸いです。ご感想を県のホームページ等で紹介するときは、個人が特定されないようにいたします。
- 県がピアランス講演会等を開催する場合は、ご案内させていただくことがありますが、ご案内は不要とのことでしたら、申請の際にでもお知らせください。
- 県がこの補助金に関するアンケートを実施する場合は、ご協力をお願いします。
- 県のホームページに補助金交付要綱とQ&Aを掲載していますので、ご確認ください。なお、Q&Aは随時更新します。



【画】 童画家 佐々木恵未さん